

保育所等訪問支援に関する小学校の対応について（平成30年度）

日付	学校への働きかけ	学校の対応
5月 6月 7月 8月 9月 10月	妻が学校へ保育所等訪問支援の受入れの お願いをする。  妻が複数回、学校へ訪問支援の受入れの お願いをする。	→ 担任や教頭が申入れの度に「市教委が認 めていない」と回答。
10月下旬	「児童福祉法で権利が保障されている」 、「市長が受給資格を与えているのにな ぜ市立の小学校で受入れができないのか 」、「市内の他の小学校が受け入れてい るのになぜ受入れできないのか」などと 抗議。法的な説明を求める。  「その説明では納得できない、再度確認 して欲しい」と要求。	→ 校長「県の担当部署から『外部から支援 員が入ってくることはない』と言われた 」と説明、教頭「（訪問支援の概要説明 に対して）そんなの聞いたことない」と 言う。  → 校長「再度、確認をして近日中に返事を する」と約束。
11月 11月2日	発達支援センター担当者が教頭へ複数回 、日程調整の連絡をする。	→ 校長「市教委に確認したところ、『発達 支援センターのスタッフが教室に入って 担任へ指導したり〇〇さんへの支援をす ることはできないが、放課後、職員室に 来てもらい指導計画についていっしょに 考えていくといったかたちの支援ならば 可能』と言われた。訪問支援を受け入れ る。」と返事。
12月	妻が校長に「教頭が訪問支援の受入れへ の対応をしない」とクレーム。	→ 教頭、対応せず。  → 校長、発達支援センターへ連絡し、日程 調整をする。
1月	<b>1回目の訪問支援</b>	